



38区市町が結束！ 貴重な都市農地を守ります！

～ 都市農業振興基本法成立後初！ 都市農地保全自治体フォーラムを開催～

と き 7月2日(木) 午後1時15分～4時

と ころ フォーラム：練馬文化センター 小ホール(練馬1-17-37)
即売会：区民・産業プラザ ココネリホール(練馬1-17-1)

2日、練馬区で都市農地保全推進自治体協議会が東京都との共催で第9回都市農地保全自治体フォーラムを開催した。同協議会は、市街化区域内農地のある都内38の基礎自治体(10区、26市、2町)で構成。都市農地の役割や、保全をしていくことの大切さを周知し、都市農業・農地の重要性について考えてもらうのが目的。この日は、都民、農業者など約400人が来場。

第一部では、全会員自治体の都市農地の保全や都市農業の振興に関する取り組み紹介のほか、前川耀男会長(練馬区長)によるフォーラム宣言が行われた。前川耀男会長は、「都市農業振興基本法が施行され、都市農業の多面的機能が認知された意義は大きい」としながらも、「都市計画法の見直しや相続税納税猶予制度の拡充など都市農地の保全に資する法制度の整備が必要であり、これらの早期実現に向け、関係省庁に連携して取り組むよう働きかけを行う。都市農地・農業の保全に全力で行動していく」と、力強く宣言した。

第二部では、区内農業者でNPO法人「畑の教室」代表の白石好孝氏を迎えて、講演会が行われた。

また、ココネリ3階のココネリホールでは、都内12の農業協同組合の協力により、東京都内産の農産物・加工品の販売と紹介が行われ、多くの都民の方が訪れていた。



【会長(前川耀男 練馬区長)によるフォーラム宣言の様子】



【即売会の様子】

【都市農地保全自治体フォーラムとは】

都市部の農地は、新鮮な農作物を供給するほか、良好な都市環境の保全や貴重な防災空間の確保など、多くの役割を担っている。さらに、住民が農に触れる憩いの場となるなど、多面的機能を有している。

こうしたことから都市住民の暮らしにとって、都市農地は失ってはならない大切な財産であり、同フォーラムでは都市農地の重要な役割(農産物供給機能、環境保全機能、教育機能、防災機能など)や、保全していくことの重要性、また必要な法整備などを広く参加者に訴えた。

来賓として、国からは農林水産省、国土交通省をお迎えし、農業関係団体から全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、東京都農業会議、東京都農業協同組合中央会および全国都市農業振興協議会(事務局川口市)が協賛した。(東京都との共催)

【都市農地保全推進自治体協議会とは】

都市農地の保全などに取り組む自治体連携組織。平成20年に練馬区が呼びかけて発足。会長は前川耀男練馬区長。市街化区域内農地のある都内38の自治体が会員となっている。

協議会では、毎年フォーラムを開催し、都市農地の重要性を周知していくとともに、平成20年11月以降、農林水産省と国土交通省の各大臣宛てに都市農地の保全に関する要望書を提出している。

【問合せ】

産業経済部 都市農業課 農業振興係 電話 03-5984-1403

第9回 都市農地保全自治体フォーラム宣言

都市農地・農業は、安全で新鮮な農産物を供給するだけでなく、環境保全、防災、食育など多面的で重要な機能を有しており、都市住民にとって失ってはならない大切な財産である。

しかし、都市計画法などにおいて、都市農地は宅地化予定地として位置付けられたことにより、東京都内にある都市農地は、減少し続け、極めて憂慮すべき状況となっている。

こうした状況を解決するために、市街化区域内農地の保全という共通の課題を抱えた自治体が結束して、都市農地保全推進自治体協議会を設立し、連携して都市農地・農業の保全と振興を目指す活動を進めてきた。

その結果、本年4月に都市農業振興基本法が施行された。大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が、法に位置付けられ、今後の方向性が示された意義は非常に大きい。

政府は、この基本法に基づく都市農業振興基本計画を策定することとなっている。

この基本計画の中において、より具体的かつ中身のある都市農業振興施策が明確に位置付けられ、速やかに実施されることが重要である。合わせて、都市計画法の見直しや相続税納税猶予制度の拡充など都市農地の保全に資する法制度の整備が必要である。

都市農地保全推進自治体協議会は、財務省・農林水産省・国土交通省をはじめとする関係省庁の連携により、これらが早期に実現されるよう、強く国に働きかける。

大都市東京の農地が、まさに重要な転換期である今、都市農地・農業の保全に向けて全力で行動していくことを、ここに宣言する。

平成27年7月2日
都市農地保全推進自治体協議会